

巻頭のことば

林美月子教授には、二〇一八年三月三一日付けをもって、定年により本学を退職されることとなりました。

林先生は、一九八〇年四月、本学法学部助手に着任され、二年間、学生の指導に携われた後、神奈川大学に転じられましたが、二〇〇四年四月、法学部教授として本学に戻られ、爾来一四年間、助手の期間を含めれば一六年の長きにわたり、刑法をご担当になりました。

先生のご専門である刑法学の研究は、ひとことというならば、「通説の盲点を照射する」点にその特色があります。その対象領域は広範に及びますが、まずもってあげなければならないのは、「情動行為と責任能力」に関する、先生の一連のご研究であります。これは、従来の通説が単なる他行為可能性の縮小により責任の減少を説明していたのに対し、そこに予防という観点を加え、たとえ他行為可能性の縮小幅が同じであっても、予防の必要性が高い強壯性情動においては責任が減少しないことを明らかにされたものです。このような見解は、今日においては学界で幅広く支持され、実務にも無視しえない影響を与えております。

また刑法各論の分野でも、「不法領得の意思」については、それまでの通説が漫然と判例に従うかたちで、権利者排除意思と利用処分意思の二本柱からこれを基礎づけていたのに対し、詳細な比較法的研究を経て、その一部が不要であることを論証されました。これら従来の通説に加えられた伶俐な批判を中心とする数多くのご業績は、後進の研究を触発し、斯学の発展に多大の寄与するものとして、学界において高く評価されております。そして、先生の精力的なご研究は、今日いささかも衰えることかなく、その一部は、近時の責任能力論に関する最高裁判例の批判的研究や、本誌に掲載された不法領得の意思に関する重厚な論文に結実しているところです。

先生は、このような学問的なご業績を踏まえ、法学部、大学院法学研究科においては刑法総論、刑法各論の講

義、演習などをご担当になり、また大学院法務研究科(法科大学院)においても授業をご担当になるなど、多くの学生の教育、指導にあたられました。

また先生は、学内においては、二〇一〇年四月より二年間、法学科長を務められたほか、全学共通カリキュラム総合サポーターを長くお務めになり、二〇一六年の立教ラーニングスタイルの開始など制度の変革期にあつた全学共通カリキュラムの運営にも尽力されました。

さらに先生が在職された期間は、法曹養成制度の変革期でもありました。学外においては、そのような時期にあつて、旧司法試験および新司法試験の審査委員として、司法試験実施の重責を担われました。このほかにも、検察官特別考試及び副検事選考委員など、司法制度に関わる要職にお務めになっておられます。これらも、先生の学問的な業績のみならず、お人柄、ご見識が広く大学の内外において高く評価されているがゆえのことであることは、いうまでもありません。

現在、周知のように、法学教育のあり方、さらには法学部のあり方が根本的に問われています。そこでは、もちろん大学を取り巻く社会的な状況の変化や学生のニーズなどに対応しなければならぬことはもちろんですが、他方において、法学教育固有の伝統(変わらざるもの)も踏まえなければならぬことも確かです。そのような中であつて、豊富な学識、ご経験をお持ちの林先生が本学部を去られることは誠に痛惜の念に堪えませんが、何卒今後とも、引き続き折に触れて、先生よりご指導、ご高見を賜る機会を頂ければと存じます。

ここに私どもは、心からの感謝と惜別の念を込め、先生のご退職記念号を編み、座右に献呈することといたします。先生の今後益々のご健康とご活躍を祈念し、巻頭のことばといたします。

二〇一八年三月

立教大学法学会会長 神橋一彦